

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
21	公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日高町は、公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務における特定個人情報の取扱いについて、特定個人情報の漏えいその他事態の発生によるリスクを分析し、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を十分認識するとともに、当該リスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道日高町長

公表日

令和4年5月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅(特定公共賃貸住宅)の管理に関する事務</p>
②事務の概要	<p>公営住宅法の規定に基づき、住宅に困窮している町民に対し、低廉な家賃で賃貸等を行う。住宅地区改良法に基づく改良住宅を建設し、住宅困窮者に対して低廉な家賃で賃貸等を行う。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、中堅所得者等に対して良質な賃貸住宅を提供を行う。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>【公営住宅の管理に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答 ②収入の把握 ③家賃若しくは金銭若しくは同法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ④敷金の徴収 ⑤家賃、敷金若しくは金銭の徴収猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑥入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ⑦事業主体の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ⑧明渡しを請求 ⑨家賃の決定又は同条第七項の金銭の徴収 ⑩期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務 ⑪あっせん等 ⑫収入状況の報告の請求等 <p>【改良住宅の管理に関する事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①改良住宅の入居者の決定 ②改良住宅の家賃の決定 ③割増賃料を徴収 ④家賃を減免する決定 ⑤敷金を減免する決定 ⑥割増賃料を減免する決定 ⑦家賃又は敷金の徴収を猶予する決定 ⑧割増賃料の徴収を猶予する決定 ⑨改良住宅の明渡しを請求 ⑩他の住宅をあっせん ⑪改良住宅の入居者の収入の状況について報告 <p>【特定優良賃貸住宅】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答 ②賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除
③システムの名称	公営住宅システム、収納業務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一 第19項、第35項及び第61の2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)項番31,54,85の2項 (別表第二における情報提供の根拠) なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない)	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	管財建築課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	日高町 総務課 情報防災グループ 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	日高町 管財建築課 〒059-2192 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

